

規格・基準などの事前意図公告
(この公告はT B T協定附属書3・Lに基づくものです。)

下記のとおり、工業標準化法に基づき工業標準を改正する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は、理由を付して文書でご提出下さい。

記

1 件名

工業標準の改正

2 制定する工業標準の番号及び名称並びに趣旨・目的

J I S E 5 4 0 2 - 1 鉄道車両—一体車輪—第1部：品質要求
(Rolling stock—Solid wheel—Part 1:Quality requirements)

現行の規格は、国際規格との整合化を目的として、ISO 1005-6:1994とJIS E 5402:1986(以下、旧JISという。)の内容を合わせて作成したものであるが、ISOの鋼種と旧JISの鋼種の規定を分別して読み取りづらいこと等から、容易に判別できるようにするため改正するものである。

主な改正点は、次のとおりである。

・基本的な区分表示方法

共通部分以外の箇条では、細分箇条で「鋼種記号がCで始まる“Cシリーズ車輪”」と「SSWで始まる“Sシリーズ車輪”」を分けて規定。

・引張試験の試験片の切出し方法で区分していた鋼種を、切出し方法統一することによって従来の9種類から3種類に削減し、一方、高速車両用を区分するため1種類追加して、合計4種類とした。

・熱処理の有無によって材料試験種別を設けていたが、鋼種記号でそれらが判別できるため、当該種別を廃止。

・不純物の化学成分(P及びS)の量を製造実態に合わせてISOの鋼種と同じに変更。

・高速車両用車輪の踏面部の硬度規定

従来は規定していなかった表リム面の硬さを規定。

・箇条1、2、3、4、5、6、7、8を全面的に見直し、変更。

3 施行年月日

平成27年1月以降

4 意見提出先 国土交通省 鉄道局 技術企画課

東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

電話 03-5253-8111(内線40744)

5 意見提出期限 通報開始日より60日後